第三號 八八 

從はうとはせず、

朝廷を離れ、

自身一分で打聞を

應仁元年に起つた大鼠の為めであつて、此の一鼠 は遂に奏覽の運に至らなかつた。それは蓋し翌々

に終末を告げたのであつて、吾々は途に第二十二 んとして、等持寺殿以來代々の御佳例も愈々實際

代集を見る事が出來ない事となつた。

のがあつたけれごも、 義尙の和歌に對する執心は更に ~ |層深 彼は再び曩祖以來の前例に いも

又當代の文學の為めにも甚だ惜むべき事である。

の後は、永く京中に寧日無く、世態も漸く一變せ 断いたのは、誠に彼の為めに悲むべき事であり、 られたが、其の天折の爲めに不幸にも一篑の功を 此の打聞は殆ご完成に近づき、 編纂しようとした。彼に於いては撰集は最早決し て一の政務ではなく、真に文學的の事業であつた 名も選藻抄と命せ

漢人の蒙地開墾に就いて E

文學博士 矢 野

優に軍需に資するを得べく補無しと謂ふべがらず 時に、楚材は地税商税鹽酒山澤の利を以て得れば、 が、 元史耶律楚材佛に、別迭と云ふ元の太宗の近臣 漢人無補於國、可悉空其人以爲牧地と言つた

> た漢人は、反對に蒙古の牧地を占耕して今や蒙古を えて居る。 と言つて、太宗を諫めて思ひ止まらしめた話が見 七百年前蒙古人に國に補無しと言はれ

擧げて農地と為さずむば已まざる慨を示して居る。

の豪地 じ、 係は 保護の政策を以て之に對抗したのであるが、 漢人の蒙地占耕を奬勵するに至り、 執 調を以て進むで巳まないのである。 運動は何の變化も受けず徐々に而かも確乎たる步 驚くべき變化と謂はなければならぬ。 かつた。淸末になり露西亞南下の勢力の壓迫を感 つたが、 如 此の方針を一 何なる變化を見るに至るも、 占耕を禁じ、 此の大勢を如何ともすることが 變して殖民實邊の政略 蒙古の牧地を保護する方針 露 今後露支の 恐らく此 清朝は漢 西亞は蒙古 を執 出 一派な の大 此の 9 關 人

\_

勢を動かすことは出來ないであらう。

び China Year Book 1921—22) に、蒙古の牧地中最 初に支那移住民の為めに侵食されしは、 土默特の諸旗で ッ ドヘッド氏の中華年書 あ る 恐らく ・此の運 (Woodhead, 動 喀喇沁 は満 The 朝初 岌

第

九

卷

研

缆

淡人の崇地開墾に就いて

八 代の皇帝が熱河を離宮の一として選定するに至 られざる處女地に最初の鋤犁を加へむとするに至 外地方に移出して、肥沃にして而か 沃なるを聞知せる數千の文那內地人民は、 した奴僕等の土産話で、 し結果起 つたものであらうと云ふ推測を試みて居る, 世紀中に續々として、 h しもので、 皇帝毎年の熱河巡幸に扈 古北 口外(蒙古)地方の案外肥 口或は喜峰口 も未だ開 旣に より 墾せ b

臨朝聽政の處となせるは康熙四十二年O三年 | 康熙帝が熱河に避暑山莊を設けて、 とであるから、 ヴッド ヘッド氏の推測 其の結果として漢人の蒙古移住が は 面白 b 推測 所謂時巡展覲 では ð のこ る カゞ

起つたものでないことは言ふまでもなく、

康熙帝

蒙古婦女を娶り妻と為っことを禁じた條例が發せ年には、蒙古地方に流出して貿易耕種する漢人の八三年、頃から起つた習慣で、現に此の康熙二十二が毎年 塞外に 巡幸 せらるゝことも 康熙二十二年

第三號 一九 (三六九)

青羊黄豕亦有、

撃車

張逐水草射獵、

食止

一陳粥

沙

糒

河巡 と云ふ現象 学の て居 結 ることから考 カジ 果として 起 った Ġ 漢人 0 ^ とは考へら 7 **5** の蒙古移 康熙 動 れな 帝 Ö 蒙地 命年 v 會典事例 占耕 Ò 敹

tz 理卷 地を征し、 理志卷三十九に、 カコ 漢 o 人の豪地 之を決することは甚だ容易 漢人を虜となし、 占耕と云ふことは 遼の太祖が天贄の 之を演水西途河 何時 初二二年 でない。 頃か ら始 凞薊 遼 ン即 史地 まつ 0

0

北、

遼の上京臨溃府

に属する臨遺

、長泰、定覇、

〇七年
に中京大定府む。大名城址は蓋し其の遺蹟四暦一〇に中京大定府略喇沁右翼族界内、老哈河に に從事 潞等の 漢人を之に移住 諸縣に散居せし せしめしこと、 せしめしことが見えて め 遼の聖宗が 渤海 人と雑處して耕牧 統和二十五 臨 居 る。 を築 车

過古北

口即

蕃境、

居人草庵板屋、

亦務耕種、

但

無自

深谷中多燒炭為業、

時見畜牧牛馬、橐駝尤多

所種皆從隴

Ę

盖處吹沙所壅、

山

中長松鬱

契丹國志宋の王曾の上契丹事正が公行程錄、途

15

生活に は 逐うて 胂 は 目的 るまい 河の流域を墾耕 と云ふ文を收錄 n 、庬板屋を結 73 ない を以て俘虜 b 射獵する蒙古人と同一の人民であるとは カコ 0 如何程の影響を及ぼ o 王曾の 糜粥沙猫を食して、 びて耕種を務 記事の して せしめしことは、 の漢人を利用して、 居 中、 る。 古北 めし居 せるか 遼の太宗 車帳を撃 百外 は單に 北狭塞外の農業 人は漢人では Ó ग्रा が富民强 蕃境に於て 遼河や老哈 推 、水草 測 の外 兵 ż 思 あ 0

之を好まなか n たさしても、 な 遼代に漢人が古北 5 蒙古人は農耕を以て牧畜に つた それが元代まで繼續 の で 口外の豪地を墾耕するに あ 30 尤も蒙古人と雖も全 した樣に 害 あ b ځ は L 思 至 Ť

回鶻、河西諸人種地、不納税者死の一事が列ねらが太宗に條陳せる便宜一十八事の中には、蒙古、く農耕をこととしなかつた譯ではない。耶律楚材

れてあるも。 清の方觀承の徒軍濮事詩注紫音游牧記

然しそれどしても、 えて居る。元の太祖の時の耕種の蹤跡かも知れ 不可墾之地の文あることは蒙古游牧記燈七世腑に見 為めの一時の耕種に過ぎなかつたことは明かで、 將軍穆克登の上奏に、 曾墾種於此の文がある。 に緑旗兵車種 及故渠灌田蹤跡、 於吉爾馬泰、 屯田に依つて軍食を裕にする 圖校等處現有大麥小麥、 鄂爾坤一帶、 雅正二年二〇年 清の振武 傍近鄂爾昆河、 尚有昔人耕種 元太祖 'n 非

思はれ ない。

元代に於ける漢人の豪地占耕を證明するものとは

如何程 て明かである。 も同樣であつたことは、 そ百年前後も所謂大寧衞の地で、 りしは 今の内蒙古喀喇沁、 想像され の進步を見るに至つたか、 當時此の地方に漢人の移住者多か 3 が、 其 土默特等の地方は明の初凡 欽定熱河志の考證に依 の間に此 殆んご明の内地 遺憾ながら證據 の地 方 の墾耕 は 。 つ

> 的發展は、少くも一の原因を爲して居る近代の漢 の地方に殘するに至らざりしか、 つて、 ることが出來ぬ 人の豪地占耕と何等の證明さるべき聯絡を尋繹す 三衞に併せられ、 止まり、 の徴すべきものはない。それは單に漢人の事業に 全く消滅して何等の痕跡影響を蒙古人蒙古 明の中業以後大寧衞の地は、 Ġ 漢人が長城以内に退去するに のであらうか、 漢人自身の經濟 興味ある今後の 所謂 兀 良哈 至

Ξ

研究問題である。

する漢人の蒙古婦女を娶り妻となすことを禁せ 漢人の耕種者中に蒙古婦人と結婚するも 述せる如くであ 康熙二十二年の條例が載錄せられて居ることは前 の弊害が感ぜらるゝに至りしことを考へると、 大清會典事例に、 る。 當時既に蒙古地方に移出せる 蒙古地方に流出 して '貿易耕 Ō ありて 種

第

Ħ 彩

H

究

濮

人の影地開墾に就いて

其

漢人の豪地占耕

は康熙

第三號 Ξ (三七二)

索額圖 ことも亦前述せる如くである。 さして起つたものと考ふることの出來ないこ云ふ じ 2 7 ン ス クに於て露西亞と和を議する為め、 一六八八年時熙二

て耕 での 佛蘭西宣教師グルビリヨ の間に於て、 地を開 佟國綱に隨つて蒙古を旅行した耶蘇會の 六月五 き穀物を種植して居る狀態を目撃して 諸處に支那人が土や石 日、八日、十三日に蒙古人の天幕 ンは張家口から歸化城ま の小屋を造り

れて居 め發遣せられし支那人が土屋に居住して耕作に從 5 満洲人の僕役として地方を塡實する の地方の丘陵でも

> 耕具と見えて居る。 日本三日の條に、

自

城

址 位 佐 基

以北地多墾闢、

頗饒

地

此

の時の議和大臣

の隨行員であつた兵部督捕

理

居る。

殊に歸化城近傍に於ては數多の耕

地

が 開

枯滅 出來ることは 原野でも、 事して居た。ゲルビリヨ らざることを立證すると云ふ様なことをも書い せしむべしと言ふ 之を耕作せむと欲すれば容易にそれ 明か で、 ક્ 人は此の地方の寒は穀 ンは此 支那人の 經験は 其 の然 物を T かず

帝の毎年の塞外巡幸の結果 カコ 居る°(Du Halde, Description de 列 民、 IV, 1p. 96, 97, 99, 101)錢良擇の出塞紀略は矢張 1 初八月旣に人民の居舍を見たることが記され、 月初七日西厝一六八八 することも少くない り此の時の紀行で、 Ħ 午餘暑甚、 地皆耕種、 平衍如掌、 月西 西 日 六 の條に、 云是内大臣所置莊也と見え 行百餘里、 四山環之、 張家口を過ぎて蒙古境に入り ので ゲル 石槽石碾遺諸草間、 ۳, あるが、 山下有泉、泉旁茆舍分 屯台哈窩兒、 y ⋾ **ン** 康熙二十七年五 の紀行さ相 譯言莊: 意舊有居 Tom. 十六 :發明

事官張鵬翮の奉使俄羅斯日記に 實地方の記 あ 3 かゞ グ 將死罪中有可矜疑免死之人、 IN 事 ۳, が y ある。 ∄ ン の記事と参照して考へると、 張鵬翮の記事 歸化 は頻 發往 帶 開 る 曖昧で 墾、塡 土廣

90)

の近傍にある漢人の五十家と稱する途河邊の地にの近傍にある漢人の五十家と稱する途河邊の地には、喀喇沁蒙古の數多き天幕の間に、若干の小さは、喀喇沁蒙古の數多き天幕の間に、若干の小さは、喀喇沁蒙古の数多き天幕の間に、若干の小さも土地は豊饒であるが耕地は少なく、それも蒙古人の耕作せるものに過ぎないと云ふ樣なことを書人の耕作せるものに過ぎないと云ふ樣なことを書いて居る。(Du Halde, Tom IV, pp. 388, 389, 3

山西邊外の歸化城一帶より始まつたことゝなる譯られて居るのであるが、事實は然らずして、先づられて居るのであるが、事實は然らずして、先づまれて居るのであるが、事實は然らずして、先づ非は直隷邊外の喀喇沁なごから始まつた樣に考へまれば實に不思議なことで、從來漢人の蒙地占

、今設蒙古都統一員、副都統一員、管所部八千張鵬翮の奉使俄羅斯日記に、歸化城のことを叙

第 九 卷 研 究 漢人の豪地開墾に就いて

١

ス

1.

タ.(Queissou hata) と云ふ險阻な巖山

第三號

四四

二百年於茲矣、該民人等久已長其子孫、成其村落、

けられず、左右兩翼に分かたるるに至つたのであ を謀りたる罪にて、 集と言つてある。 葱韭之物、 第 九 外番貿易者絡繹於此、 卷 土屋、 研 歸化城土默持は清の太宗の時 他の蒙古旗の如く札薩克は 屯墾之業、雞豚、麻黍、 而中外之貨亦畢 豆麪、 設 叛

默特部の蒙古台吉が任命されて居たのである。 **薩克が設けられず、** る が、都統は即ち此の翼を管するもので、矢張り土 大清一統志に官制並同内地 札 حج

無異、 特部歸代城土附近邊內、 錄光緒十年四月山西巡撫張之洞の上奏に、 漢人の往來が頻繁であつた樣に考へられ 見えて居るだけ、此の頃より旣に內地の人民卽ち 為孳牧、 故現在外蒙古以耕牧爲生者、 漸至惰窳 惟 賴民租 成性 種 其地、 其服食起居、意與內地民人 有地而不習耕芸、 彼総有糧可食、 十之二三、 無音而 る。 査土默 有租 藉租 東華 नि 難

> 三年四八年の理藩院の議准に依つて漢人の質に取 傾向が著るしくなつたことは想像される。 各廳民戶、何止煙火萬家、此等寄民、 つた蒙古の地畝を、 れ、鎮守將軍の駐剳するに至つて、益漢人占耕の 亦成土著歷年旣久、寄民漸多云々と言 乾隆四年三九年、歸化城の東北に緌遠城が設けら 原主の蒙古人に給還せしむる 即不編籍 つてある。 乾隆十

地畝撤回のことがあつたのであるが、これは矢張 と云ふ法令の發せられし時、歸化城土默特蒙古に が、乾隆十三年以前に歸化城土默特に於て、旣に 命ぜられて居る。 於ける撤回地畝の前例に照して辦理すべきことを 前年とは何時のことか分からぬ

於て移住漢人の多かつたことは、 蒙古人に給還せしめたものと解釋すべきものであ るから、 さうすると此の點からも歸化城土默特に 蒙古のごの地方

り内

地人民の質に取

つつた蒙古の地

畝

を撤回

して

自康熙年間以來、久已陸續租給民人、以田以宅、 課為生者十之七八、至該旗所謂游牧地戶口地者、

12 も先んじて居たこと か 想像 స n る譯 であ 13

ŧ, 早く 城 漢 入の 默 特 移住 15 接近して居 「越墾する者のあつたこと 3 鄂 爾多 斯 部 13 は 於

7

と言

つてある

の

ર્કે,

漢

入

0

耕

地

を

指

Ü

たも

0

で

13

康熙 四 「十七年四暦一七甘肅省の寧夏に 理 藩院 0 理

官が設けら 0 想像 緝 捕 され 事 숃 沿邊地 る。 の辦 康熙六十一 理 を 方の蒙古、 命 がぜらる 年四暦一七に、 卽 くこと 5 「鄂爾多 13 斯 寧夏 つた

遙辦するに遲誤を來す恐れ 事官二人の中、 だけでは陝西省 の神 人を寧夏、 木 榆 林 かゞ 附近の蒙古關緊事 あ 人を神木に ると云ふ の で、 駐 務 在 狸 を 世

見えて居る。

乾隆帝の

乾隆

+

四

车

九

月

の

Ŀ

諭

むることに定

めら

'n

四

0 十八年 耕 康熙 地 かゞ Ξ 干七 康熙 なか 车 帝 かゞ 10 (= 古北 喀喇 とす 口か れば、 浟 ら塞外に 翁 承 牛 德 特 地 府 方に 巡幸し扈 志 六卷 巡 典十 未だ 漢人 從 康

臣

12

F

た

る

諭

旨に、

今觀

口 外

田

畝

亦

因

早

歉

鐐

九

卷

研

犯

淡

人の豪地開墾に就い

稽查種地 ことを許し、 ζ, 地人 B 受領して居る者に限 住 毎年戸部に於て八百枚の 占 മ 耕 譯であ 蒙古人 民の蒙 **地民人** も餘 30 地 0 り後れては居ない。大清會典事例 墾耕 Ę 耕 さうして印票を毎年換 然し喀喇沁地方に於ける漢 地 を許 喀喇沁部の三旗が康熙年間に を Ď, 指 Ë L 蒙古に出 FII 72 むことを呈請 票 ŧ 0 證許 ごと考 ų か を けて 發行 給 なけ L 솬 耕 たこと る 作する 時以 人の n 七七十八百 之を ば 內 來 から 13

十八、綏藩! 月二十三日諭旨引山東人ば上諭中雍正五年二山東人ば 熙帝の 蒙古人貪得租之利 と言つてある。 けて居る山 每招募民人、 一論旨に見えて居る。 版百六 東人が に 康 春令出 康熙 十萬 熙 容留 五. 餘 年 -|-間喀 外來民 人 口 \_\_ 年四暦一七 種 か 戶口、流寓異地、嘉慶十五年大清會典事例卷一五八、戸部、 らあ 地 喇 沁札 冬則 つたことは、 に蒙古に 迄今多至數萬 薩克等 造画、 地 方寬 出 純高 か

五 (三七五)

カ

9

で

な

直

隷

山

第三號

人民

などにも、

蒙古に出かけて耕作を爲すもの

カゞ

第三號 二六

隷山 知ることが出來る。 れが如何程あつたか分からね。此等の山東、直隷 あつたことは、 西民人、有往口外種地者と言つてあるにて 雍正五年四暦一七二月の上論 口、流寓異地、嘉慶十五年上論引
と、元清會典事例、卷一五八、戸部、戸 13 ż 直

ζ, である。 直隷 一邊外の喀喇沁なぎに入込むだことは明か

山

西

の人民等は山

西邊外の歸化

城一

帯ばか

りでな

屯 墾などが原因を為 歸 化 城 地 方の漢人占耕は、 して居ることは、 前にも一 言し ゲ jν た如く ピ ŋ 3

であるまい

かっ

カ᠈

らぬが、

遣されし支那人に依つて開墾されしことが述べて ンに滿洲人の僕役として、 地方を塡實する為め發

占耕は如何にして起りしかと云ふに、 人民を招募開墾せしめしことが原因を為せるもの 帝の獎勵に依 あることからも想像されるが、 b **喀喇沁札薩克等が招墾即ち內地** 喀喇沁地方の漢人 これ は 康熙

く考へられる。

め 等が の如くである。 民の豪地墾耕を許 を貪ぼり外來の民人を客留することにな つてある。 前述の乾隆十四年九月の上諭に、 冬に遣回 康熙年 恐らく康熙三十七年西暦一六前後のこと 又喀喇沁部の三旗が康熙年間 -間民人· したるより、 此等のことは康熙 さむことを呈請 を招募して春に 蒙古人は租卽ち小 何年のことか分 したことも 喀喇 出 口 に内地人 種 泛札薩克 つたと言 地 作料 前 せし 述

懶惰で、 る為め、 康熙三十七年內閣學士黃茂等が蒙古人を敎導す 穀物を播種した儘、各處に游牧し、 蒙古に派遣されし時の訓旨に、 蒙古人は 收獲

來て穗が落ちる樣になつても、 時になつても刈取ることをしない、 さうして凶年だと謂つては困つて居る、 猶ほ W 其の内に 入れ 自分は近 Tz 霜 か

ざを視察したが、此等の地は何れも水草甘美、 頃北巡して、 敖漢、 **禁曼、** 阿魯科爾沁、 札魯特な 地

味豐饒で、 多くの收穫を擧ぐることが出來れば、 百穀に適して居る。 若し穀物を播 耕作 種 Ë L

さか 適しない を買は なく 來る譯で、 興安嶺地方の蒙民が態 <u>خ</u> ق 耕作に適する 手近な此等の地方で買入る 地方も、 適せぬ て糧米 くこ 地

K

內

地

に死

古の土地を 價も騰貴するに至 共に非常の利益を受けることゝなる、 耕種することになると、 5 Ts Ų, 譯である、 其の土地には 只だ一度び蒙

叉米

數十年も經なければ復た舊の如く 最早や馬を牧することが出來ない樣になる、 茂るも のでな 草は Ū

所は 古の性には、 成 **十七年十二月** 東華錄康熙三 るべく之を残す様にしなければ 唯だ牧地 に頼るのみであると述べ 旨の中に、 ならぬ、 τ 蒙

カコ

Ś

耕種

する

に就

い T

は餘程考

^ て

草の佳

6

あ

る。

叉此の

時

の訓 口

朕 巡 幸

直

方

皆

0

證據を提供する

ż

のである樣に考

られ

. る。

整溝 洫 見張家 引水入田、 保 水旱 古北 無處、 朕 及寧夏等地 於 寧夏等地 方、

Ω,

安、

取能

引 水

者數人、

置至爾

所と云ふことも述べてあ

第

九

卷

る。 の地を、 此の年島珠穆沁親王が其の管内の克勒河朔 屬下の蒙古人に給して、人を雇 ひ 排種 난

しめ 古諸人の生計に關繫すると言つて、 むことを奏請した 時、 康熙帝は此 理 藩院 0 耕 1: 種 命じ は

蒙

る。 即日司官を派遣せしめしことも東華錄に見えて居 十七年四月東華錄康熙三 康熙帝が喀喇記の

招墾を奬勵した

と云 を讀むで見ると、 ふ直接の證 據は見當らない 康熙 帝は塞外に巡幸する毎 かゞ 承德府 志なぞ に各

蒙古の生計を察視し、 け銀幣を賜ひ、 公主の第に駐驛せられた樣 筵宴を賜ひ、 また喀喇沁王等の入戦を受 なことは見えて居 叉時に喀喇沁の端静 る カコ

Ş 喇沁を逸する筈が 一接の證據なきを、 敖漢旗等の招 なく、 墾を奬勵せる康熙帝として、 其 のこと自身却 喀喇 沁の招墾を奬勵 つて 其の間 せる 接

五

53

二七 (三七七)

M 究 漢人の豪地開墾に就いて

ニス

(三七八)

種すれ ない、

の人民

鉨 九 卷 豣 究 淡 人の張地開墾に就いて

康熙 旗 として、 帝 か かゞ 毎年 其 0 牧 塞 地 外 ï を献ずるに及び、 巡 幸 喀 喇沁、 敖漢、

ت ح > 毎年此處に秋獺木蘭の典を舉げる 之を木蘭園 翁

居た熱河 な った 臨時 かゞ 其 Ó 一聽政所として、 の 度毎に 駐蹕の場所となつて 康熙

〇一年か 牧地 臆が 城廳 盡く現在 年の察哈爾都 歸化城廳と同 九千七百零九頃二十五畝の地畝を發見した、 には察哈爾右翼四旗の地 より二十年の後、 置 13 の出來た同じ年、 か 就いて開設されたものである。 種地 ら避暑山 ろ ゝに至つた。 時 しつゝ 統 洪昇等の上奏に據 即ち雍正二年IO年に察哈爾 业 丁度歸化 Ď が設けらるゝに至つた。 る人民を驅逐して、 即ち雍 畝を丈量 張家口廰も殆んご熱河廳 城土默特の牧地に歸化 Œ 元 るも したるに、 Ō それは で、 口内に 若し 此

四十二年 る方が ば、 に交與して耕種 且つ此等の耕地に於て庄頭を設立して、 活が出來す、 却つて費用も要するから、矢張り現在 宜しく、 勢ひ亂を爲 せしめ、 さうすれば ľ 毎畝餞糧七分を納 非を為すを発れ 年に十九萬 兩 耕

の收得

め

ĺ

年西暦一七に熱河 それ 二萬 それ 0 0 に居 居る。漢人の占耕者の多か 院外郎白石をして、 等のことは勢ひ免れ難いと云ふことを述べ 監旗祭哈爾八族牧 ある理由として、 むことを奏請したのである。 があると云ふことが述べてある。 る所の人民 は に至る察哈爾西界各處の山谷僻隅 彼の漢字を識れることを舉げて 張家口同 萬餘 で つた證 洪昇は 居民旣に 知事務を辦理 據である。 臨志 叉張家口 白石の 多く、 適 난 か しめ 盜賊 理藩 ら鐭

ので 置 那内地人民に依 カュ あるっ 3 4様にな 此の後熱河、 つて つた年代も、 開 逐さる 歸化城、 殆んご. くこさく 張家口の三地 相 岩 な 9 7 居 廳 To カゞ

も耕

種すべ

き土地を有するものでないから、

生

むれば、

彼等は

無

籍

の窮

人で、

口內

13

入れ

此

の如く熱河、

歸化城、

張家口の三地は

先後支

任

で

二十五 筇 年四個一七塔子 九 研 缆 満廳東境の 淡人の栄地開墾に就 1: 巚 特左翼旗に

中心 かゞ 續 をし K 開 た 設 さる 地 方に、 くこ ととに 廳 な 州 つ 70 縣の かゞ 樣 z な民 n 治 ė 耳 0 ( 機 關 相

前後して

て

居る

のであ

る

多倫諾爾廳の置 蒙古及 出來 喇 Ť٥ 沁右 び民 0 は 翼旗及 人支那内地人 雍 Œ 上午 二九年 か れた び  $\check{+}$ 旗の のは雍正十年四暦一七の は甚だ多い ţ 牧 多倫 地 に八溝廳州の からと言つて、 諸 爾地方聚集 平. 多倫 泉 0 カゞ

來たの 左翼旗 ある。 諸 72 爾 のは乾隆元 地 0 は 其 方は察哈爾八 牧地 雍 の Œ 西南方張家口 元年西暦一七、 12 十二年四階一七、 出來 旗 tz 0 0 は乾隆三年三八年 塔子 最東 その中間 端 游 四旗廳 廳 正藍旗 12 昌今 縣の 建 獨 寧今 隠の 豊 石 かゞ 口廳の 0 喀 の出 南 方に 歸化 喇 出 浴 來

歸化 喀喇 薩拉齊廳 城近 城 和 同 屯 綏遠 知 廳 平今の類 廳 和 城廳 林 の 格 外 爾廳、 Ę の出 の出來た 家た 歸 托 化 克托 城通 0 0 は乾隆七 は乾隆四 廳 判廳 かゞ 出 年西曆一七、 年四二年 水 清 72 水 0 泂 廳 は 乾

> 溝廳 哈達 乾隆四十三年四暦一七に熱河 三座塔廳 は赤峰縣、 の 時間 は 應 建 に八溝廳は 峰今 縣の 赤 昌 陽今 縣の 朝 縣、 三座塔廳 0 喀喇 出 平泉 來 溝 は朝 和 tz 廳 屯廳 州 の 北 は 境の 陽縣に陞格 は漢平 廳 乾隆三十 74 旗廳 は承德府となつたが 縣 特右 は豐寧縣、 九 烏蘭 年西曆 翼 承徳府に 哈達廳 12 年七 塔子 為關

此

隷することゝなつた。

游院 老 る即 もので 梦 かず 帶に前徃して耕作すること あ て戸部に於て給與し、 かる 口外地方(蒙古)に出か 乾隆 3 としても禁ずること能 多 票は、 の議 カ く、 ら之を停止すると言つてある。 あると言つてある。 四 干 准 有名無實さ 現今の如く 年七月 康熙以 0 73 內地 Ŀ 來喀喇沁三旗の 毎年換給するとになつて居 けて行く 諭 はざる つて仕舞 乾隆 かゞ 15 人民の蒙古に出 十三年 如き狀態とし 恰 內 つて 如 地 ታን 人民 ŧ 四八年七 叉同 は 呈請 Щ 之を 東 の 新 15 Ō) 年 無 カコ 百姓 の議 依 ŤZ け 0 噩 用 理

二九 (三七九)

7 准 居 に依 る漢 つて、 人、 漢人村中に留まつて居る蒙古人を、 耕 種 を理 由として蒙古部内に留まつ

各 1々換 した時にも、 地 を與 て、 喀喇 沁部 元の土地に歸へ の三旗と、 5 土默特 むること 部 0 貝

子旗だけは、 底 一時に分移 民人の雑處すること已に久しく 争 L むることが出來 ぬと言 つて、 特 到

别 溝廳 (の取) 0 扱 理事! ひを許 间 知や、 札薩克をして清朝 塔子港 廳の理 事通判なご より置 た >

清朝 相 談して漸次に清理 で八溝廳を 置 37 せしむるをにした 理 事 同 知 年雅 設正 置十 を設 ので ある け た 0

ઇ 又塔子溝廳を置 37 理事通判 年乾隆四 を 設け た

民 のも、 の組 喀喇沁 捕 事件を や土賦特に於ける蒙古八及び內地 辦理 せしむる為めであつた カコ Ġ Ā

3 0 કુ 如 n は Ō 何 で 旣 增加 に此 あ す 0 3 地 方に 至つた 移住雜 カコ と云ふことを立證す 處 して居 る 內 地 人民

十三年の理藩院の議准に依つて、

內地人民

司員、 困難と 良莠一ならず、 の蒙古地方に寄居する者は、日 同知 なつたと言つて、 通判をして、 賢忠辨じ難く、 蒙地 所屬內地 ٤ に益々繁多となり、 駐剳 地 方の安寧維持は 人民 せる理藩院 の戸 口 を

長, 々調 總甲 査せしめ、 牌 頭 ર્ટ 了 其の善良なる者を選任して、 Ľ 匪 類を究治 せし むること 鄕

を命じ、 また翁牛特 主旗 の烏蘭哈達赤峰 喇沁王左翼邓、 地方に、

į,

理

一藩院司官一人を駐

剳

せし

Ď,

喀

を管理 勒貝 喇沁札薩克公、 具勒銜翁牛特王 班五旗 刚 魯科 せし 爾

派

具

動
等

五

旗

の

蒙

古

内 むることを命じ、 また土默特貝子旗の 地民 翁牛特貝子 人交涉事件

敖漢 三座塔地方にも、司官一人を駐剳せしめ、土默特 喀喇沁貝子左翼 及び柰曼、 喀爾喀 錫鸭 圖

を命じて居る。 戶丁、稽查種地民人、理**游院設官** 六清會典事例卷九百七十八、理諦院、 庫倫等の蒙古內地民

人交渉事件を管理せし

むるこ

3 漢人の越邊占墾は、 最早や康熙時代の如く、

邊の喀喇沁とか、 土魜特とか 、乃至歸化城土默特、

弧爾多斯 止まらず、既に翁牛特、敖 漢、柰曼、

20 0) 別 奏准 魯科 で 地 畝 Ü 爾沁 Ť2 據 開 3 なごに及んで居る。 ۲, 墾 して居 克什克騰 3 漢人が 旗に 乾隆十 も僅 あ つ Ŧz, かっ ts Ė, 年 猶 カゞ ら入込 五四 ほ 〇暦 乾

地

喇沁 民 の質に取 貝子 旗 で つた蒙古の地畝 四 百頭 餘、 喀 喇沁 は 札 千六百四十 薩 **| 克族で|** 頃 四 百 喀 Ξ

將軍

、
會同覆辦と言つて

ð

る。

八、理齋院稽查種地民大清會與事例卷九百七

人十

暖

脉

な文章で

ある

カゞ

科

爾沁

地

方に

於

7

耕

作を

ġ

推に

據ると、

土默特貝子旗で、

內地

耕藩 牧院 -餘 頃 か B ð つ 72 と云 ふことであ る。 九百七十九、 꼐 理卷

六

Œ

13

Ţ

まで

問

Œ

なら

な

נל

支那 俄 直 隷 ינל 克敖 內地 東三 隆 Ŕ 克腦牛特 Ш 政 0 府 省 末 0 加 人民 | 邊外 頃 0 伊 陝 注意を惹く様に 克昭 かず 西 0 ると、 哲里木 出 0 盟 邊 カ 多鄂斯爾 外、 H 7 盟 0 外、 卓索! 開 n に屬する蒙古各旗に なつ 聖すると云ふとは、 歸 圖 τ̈<sub>0</sub> 開 化 題 城 び略 土默心 上默 n 特及 までは 特、 昭 鳥 達 ż

> 哈爾 八旗の牧地 に止まつた -12 0 で あ

即交開 翼科 前旗沁 管理 乾隆 種 左 原縣管 達 地 地 四 十九 爾漢 方游 民 人 親 收商民 年 八西 理 、如有詞 Ŧ. 與蒙古有 四暦年一 翼中旗 游牧商 住 0 訟案件、該縣呈報盛京刑 址 交 理 沙事 近鐵 藩 院 民、住 件 嶺 0 奏准 縣 所 址 卽 有 Ė 近 交鐵 賓 開 圖 科 原縣 嶺縣 郡 爾 部  $\pm$ 

涉事 び此 營むで居る支那内地人民と蒙古人民との交渉事 ゕゞ 6 鐵 あ 嶺 3 件 0 及 縣 地 就 7.X に管 方 此 0 い さ 游牧 理 0 地 난 方の 其 L 地 の中 め 12 內 於け 地 達 ġ 一賓圖 商 爾 る 內 人に 渡 郡 親 地 E 商 Ē 關するとは、 地 入 地 方の のとは、 方の民 事 一蒙交 件 沂 沂 及

科 爾沁 部は か b で なく、 郭 彌 羅斯 旗

民 さう

9 n

出

か

け

T

耕

作 世に

を

營

梦 爾

者

ילל

つたこと

は 內

想

像 人 い

開

原

縣に於て管理

せし

むると云

いふ意味

ある

すると當時

科

狐

部 0 3

左翼

地

方

は で

地

2

る

研 窕 漢人の豪地開墾に就いて

筇

九

忩

に見え、嘉慶五年郭爾

第 Jt. 卷 研 筅 漢人の豪地開墾に就いて

T

五十六 四年七月二十四日吉林將軍延茂の上奏に見えて居 禁を犯して支那內地の流民を招ぎ、 કુ むるに至つたと云ふことは、 紀建置邪縣、同蒙務上、蒙族篙紀郭爾羅斯前族、債務及開吉林通志卷三十九、食貨志田賦、東三省政略受務下、鑄裝篙 前旗輔國公、 年四暦一七に少しば 札薩克恭格喇布坦領國公恭が乾隆 かっ りの 諭摺彙存光緒二十 地 租 牧地を開墾せ に目をく れて 民の 大清會與事例 総一百六十七月 出

る。

始放 末餘 死 のゝ如 流 開墾は、 寓旗 育爾羅斯: 斯郭爾維 < 東三省政略蒙族篇、に據ると、 であ 満洲に流出した山東人直隷人が始めしも 微族の開 る。 地、 放は乾隆五十六年恭格喇 漸事墾種と言つてあ 乾隆中直隷、 Ш 東人出關就 郭爾羅斯旗の る。 布坦公 食

である。

(此項未完)

**沁部より先だつて居ると考ふることも出來ない** 

まつたものとは考へられない樣でもあるが、

科爾

0

て居 內地民人踰界前徃開墾、 00年人の諭旨に、 開墾よ の奏明に依ると云ふことは、 る。 ħ は餘程 さうするも郭爾羅斯 晩れて居る譯である 郭 爾羅斯蒙古、 惟因蒙古等不安游牧、 東三省政略にも見え の開墾は科爾沁部 游牧處所、 かる 嘉慶五 不准 华 0

民墾種

事閥多年、相安已久と言つてあることは、

省政略蒙族為 h 地畝は二萬六千餘晌に上つたと云ふことは、 めを爲し、 羅斯前旗に 僅か に十年ばか かけて開墾するに至つた 常時該旗に於て民人を招い 設けられた長春の通判が豪旗設官の始 に見えて居る。 り前の乾隆五十六年 郭爾羅斯 のは、 嘉慶五 旗に内 から漸く で開墾せる 年よ 地人 東三